

satya と dharma

金 沢 篤

1. 問題の所在

satya/saccaにしてもdharma/dhammaにしても、インド思想史研究の上では重要な役割を担う術語であると考えられる。当然ながら、これまでに多くの学者たちの様々な論攷の中で、既に縦横に論じられてきたものである。それらの一端ですら掌握し得ていない筆者ではあるが、小論では、そうしたsatyaとdharmaの関係性に特に焦点を絞った上で、少しく考察を加えてみたい。と言っても、その論究の内実は、初期仏教思想の解明上、第一級の原典資料の一つと見なされる『スッタニパータ』*Suttanipāta*(Sn)中の、以下の一詩節に関わる先学の諸解釈を参照比較吟味し、筆者の素朴な疑念を、関連する他の若干の用例の提示と併せ、ささやかに表明するものに過ぎない。⁽¹⁾

- (i) *saccaṃ ve amatā vācā, esa dhammo sanantano,*
sacce atthe ca dhamme ca, āhu, santo patiṭṭhitā.

(Sn,p.79:453) = (Thag,p.110:1229) = (S,VIII-5-9)

この詩節は、そこにも記した通り、『テラガーター』*Theragātā*(Thag)や『サンユッタニカーヤ』*Samyuttanikāya*(S)にも全く同形で現れることが知られている。真実語の取り扱いに少しく苦慮してきた筆者には、特に、satyaとdharmaの関係性を明確に記述した実に貴重な詩節と思われた。⁽²⁾が、一瞥しても明らかでない通り、テキストの解釈は微妙にして困難きわまりないものがある。以下に引く中村元先生の、*Suttanipāta* に対する新・旧二訳、*Theragātā*の訳(及び*Samyuttanikāya*の訳) さらに、K.R.Normanの、両作品に対する定評ある英訳を比較検討するだけでも、そのことは容易に肯われるであろう(参考までに初版出版年を掲げておく)。

- (1-110) 真実は実に不滅のことばである。これは永遠の法則である。善い人々は、真実の上に、ことがらの上に、また理法の上に安立しているといわれる。(中村10 78頁)(昭和33年)

(1-11) 眞実は実(に)不滅(の)ことばである。これは永遠(の)理法(である)。立派(な)人々(は)、眞実(の)上(に)、ため(に)なる(こと)の上(に)、また理法(の)上(に)安立(して)いる(とい)われる。(中村1 92頁)(1984年)

(1-12) 眞実(は) [実(に)] 不滅(の)ことば(である)。これは永遠(の)理法(である)。道義(も)教え(も)眞実(の)うち(に)確立(して)いる(と)、立派(な)人々(は)語る。(中村2 224頁)(1982年)(中村4 191頁)(1986年)

(1-21) Truth indeed is the undying word; this is eternal law. In truth, the good say, the goal and the doctrine are grounded. (Norman1, p.48) (1992)

(1-22) Truth truly is the undying word; this is the eternal law. In truth, the good say, are the goal and the doctrine grounded. (Norman2, p.112) (1968/1990)

これに、*Suttanipāta* に対する大部の注釈書『パラマツタジョーティカー』*Paramatthajotikā* (Pj) の全和訳者たる村上真完・及川真介氏の、注釈を直接踏まえた筈の訳例を見ておきたい。

(1-3) 眞実(こそ)甘露(不滅)のことば。これは永遠(の)法。眞実(と)意義(利益)と法(の)上(に)、善き人(た)ちは立つ、(とい)う。(村上及川 94頁)(1988年)

当然ながら、これらの訳者たちはそれぞれ訳注を付しているが、この詩節が、色々と問題点を孕んでいることが知れる。出来ることならそれらも検討したいが、取りあえず、先行大方の解釈に基づいて、この詩節を以下のように、三つの部分(a)(b)(c)に分けてみたい。すると、この詩節の孕む解釈上の問題点は、ひとえに(c)の部分に集中しているように見えないこともないのであるが、筆者の見るところ、そのように単純なものではないのである。

(a) saccam ve amatā vācā,

(b) esa dhammo sanantano,

(c) sacce atthe ca dhamme ca, āhu, santo patiṭṭhita

(1-4) 『「眞実」と[いうの] は、まさしく、不滅の言葉[のこと] である。[眞実なる] これは、永遠のダルマである。アルタとダルマは、眞実に、立脚している、と善き人たちは、言う。』(拙訳)

そのそれぞれは、いずれも、重要な命題を構成している(か、命題を内包している)ように思われる。訳語の如何や、その意味するところを問わないとしても、とりわけ、やはり(c)の部分(が)解釈上困難をきわめるもの(の)ようで、訳注の大半は、いずれも、その点に言及している。⁽³⁾その部分の解釈は、大きく二つに分かれる。(1-110)(1-11)(1-3)と、(1-12)(1-21)(1-22)(1-4)といった二つ

の解釈である。前者は、そこに見られる二個のcaと共に結びつけられた、sacce、atthe、dhammeの三語を全て単数処格形と解する立場、後者は、最初のsacceのみ、単数処格と取り、後のattheとdhammeを単数主格と解する立場である。āhuは、動詞ah-の完了3人称複数、santoはsatの男性複数主格形、patiṭṭhitāは過去分詞patiṭṭhitaの複数主格形と考えられる。従って、前者の立場だと、「サティヤとアルタとダルマの上に、善き人たちは立つ、と[彼らは、]言う」となり、後者の立場だと、「サティヤの上に、アルタとダルマは立つ、と善き人たちは、言う」となる。古典的なFausböllの訳(1881)"Truth verily is immortal speech, this is a true saying; in what is true, in what is good, and in what is right, the just stand firm, so they say."(Fausböll, p.72)や、本邦の水野弘元訳「**真実は実に甘露の語なり。これ往昔よりの[永遠の]語なり。善人は真実の上に、また法の上に、義の上に、また法の上に住立せりと言はる。**」(南伝 xxiv 163頁)(昭14年)や、増永靈鳳訳「**不滅の語は真なり、これ不朽の法なり、寂静の人は真と義と法との上に住立すと称せられる。**」(南伝 xxv 322頁)(昭11年)を参照するまでもなく、流れは、前者から後者へと向かっているようである。発表年代から単純に考えるならば、中村先生は、前者の立場から、後者の立場に変更され、さらに前者の立場に、そしてまた後者の立場に戻ったことになる。そうした細部の解釈などは、聖典の大筋の理解とは無関係ということだろうか？ だが、同一の詩節であっても、*Suttanipāta* と *Theragāṭā*、あるいは *Samyuttanikāya* では意味するところが違うというお立場ではない筈である。中村訳の(1-110)から、(1-12)への大きな転換は、歴史的に見て、K.R.Normanの(1-22)を含む *Theragāṭā* の英訳書が公刊されたことと無縁ではないと考えられる。Normanは、その当該箇所訳注において、一般的には単数処格と解される格語尾eを持つのが、単数主格であり得るとの、そのテキストに関するH.Lüdersによる言語学的指摘(1954)とその訳例 "auf die Wahrheit, sagen die Guten, sind artha und dharma gegründet"⁽⁴⁾を踏まえ、さらにF.Bernhardによって公刊されたサンスクリット文『ウダーナヴァルガ』 *Udānavarga* (Uv Ⅹ 1965)に於ける類似の表現他について言及し、その解釈上の問題点についてしっかりと言及したのである。⁽⁵⁾ また、中村先生がBernhardの刊本に基づいて、いち早くその *Udānavarga* の全文和訳を公刊されていることは周知の通りである。

ところで、上記村上及川訳でも比較参照されている、*Udānavarga* に於ける(i)との類似句とは以下のものである。

(ii) satyā syād amṛtā vācā satyavācā hy anuttarā /

satyam arthe ca dharme ca vācam āhuḥ pratiṣṭhitām // (Uv.p.167:VIII-14)

(2-1) 真実のことは不滅であるはずである。実に真実のことは最上である。かれらは、真実すなわちことがらと理法の上に安立したことを語る。(中村3 188頁)(1978年)

(2-2) 真実の[ことば]は甘露(不死)のことばであろう。なぜなら真実のことは無上であるからだ。意義(利益)と法とに立つ語が真実であるという。(村上及川 101頁)

(2-3) 『真実の言葉は、不死[の言葉]であろう。なぜなら、真実の言葉は、無上のものであるから。[人々は、]アルタとダルマに立脚する言葉を、真実[語]と言うのである。』(拙訳)

Normanも村上真完・及川真介氏も訳注の中で、Lüdersの理解とBernhardの*Udānavarga*では、satyaとdharmaの関係が事実上逆転していることに触れているが、中村先生は、両者の関連性の指摘に留まっている。⁽⁶⁾

以上が、問題の*Suttanipāta* 453 の取り扱いに関して知られるものの概要である。訳例は種々示されているけれども、いずれも決定的な解釈とはほど遠いものと思われる。そこに記載されているかのsatyaとdharmaの関係について、哲学的に踏み込んだ理解を示しているものは、皆無と言えるのではないかと筆者は、*Suttanipāta* 453 と*Theragāthā* 1293に対するLüdersの解釈を、即ち、(c)に対する「サティアの上に、ダルマが立つ」という解釈に惹かれ、それをsatyaとdharmaの間の危機的な非同関係性を明文化した、極めて重要なフレーズと考えたいのである。さらに、(a)×(b)の解釈も、従来の訳例はやはりいずれも釈然としたものではないように思われる。近代語に各種移し替えられても、結局その詩節の意味が正当に理解されているようには思えないのである。これらは総じて、satyaとdharmaを対比させる時に、形容詞としての「真実の(satya)」と名詞としての「真実」、「真実」と「ダルマ」、「真実」を語る言葉(真実語)と「ダルマ」を語る言葉(法語)さらには、「真実」という語と「ダルマ」という語等が、無闇に混同されていることとも無関係ではない。⁽⁷⁾さらに、仏典の成立、仏教思想の形成、仏教の立場における存在論的基盤の独自性を顧慮した上での網羅的組織的な研究が要請されるところである。

・《真実とダルマ》(a)(b)(c)

そもそも、筆者が、本稿を思い立ったのは、『ラーマヤナ』*Rāmāyaṇa*(R)等の非仏教文献の中に、問題の*Suttanipāta* 453と、強い結びつきを感じさせる種々の用例を見いだしたためである。以下には、少しく、それらを検討したい。

(iii) satyam ekapadaṃ brahma satye dharmāḥ pratiṣṭhitaḥ /
 satyam eva[^]akṣayā vedāḥ satyena[^]avāpyate param //
 satyaṃ samanuvartasva yadi dharme dhṛtā matiḥ /
 sa varaḥ saphalo me[^]astu varado hy asi sattama // (R,p.155:II-14-7-8)

(3-1) 真実とは一言にして言えばブラフマン（梵、最高の原理）であり、正義は実に真実を土台にしています。不滅のヴェーダ聖典こそ真実であり、真実によって最高の目的が達成されるのです。もしもあなたが正義を旨とせられるならば、真実に従って行動していただきとう存じます。あなたが真実に従って願いごとを適えてくださるといふならば、陛下、妾の願いごとを実りあるものにしてくださいませ。（岩本 ii 63頁）

(3-2) The one syllable (Onkar signifying) Brahmā is the truth itself. In truth is established righteousness. Truth is the undecaying Vedas, and through truth people attain the foremost state. If thy mind is established in virtue, do thou then follow truth. Since, O excellent one, thou hast promised the boon, let that boon bear fruit. (Dutt,i,p.42)

(3-3) 『真実とは、要するに、⁽⁸⁾ブラフマンであります。ダルマは、真実の上に住しています。不壊なる諸ヴェーダが、真実に他なりません。最高の[もの]は、真実によって、獲得されるのです。もし、[あなたの]思いが、ダルマへ向けられるならば、[あなたは、]真実に、従っていただきますよう。陛下よ、[あなたは、]贈物を与える者に他ならないのですから、わたしに対する、その贈物が、実りあるものと、なりますように。』（拙訳）

(iv) āhuḥ satyaṃ hi paramaṃ dharmāṃ dharmavidō janāḥ /
 satyam āśritya ca mayā tvaṃ dharmāṃ praticoditaḥ // 3 // (R,p.155:II-14-3)

(4-1) 正義を知る人々は、真実こそ最高の正義であると言います。真実に基づいて、妾はあなたに正義の実行をお願いしたいのです。（岩本 ii 62頁）

(4-2) Truth, say persons cognizant of it, is the prime virtue. And it is in the

interests of virtue, that I have been exhorting thee. (Dutt,i,p.42)

(4-3) 『ダルマを知れる者たちは、最高のダルマとは真実に他ならないと言います。したがって、わたしは、真実を頼りに、あなたにダルマの実行を求めているのです。』(拙訳)

このRāmāyanaにおける近接して現れる(iii)(iv)の二例は、まさしく(i)と呼応するものと言える。(i)の(a)(b)(c)は、ここにあつては以下のように抽出される。「真実が最高のダルマである」とする(b')は極めて重要である。そして、(i)では不明確であった(c)は、「ダルマは真実の上に住している」(c')と明確である。

(a') satyam ekapadaṃ brahma //satyam eva^akṣayā vedāḥ

(b') satyaṃ hi paramaṃ dharmam

(c') satye dharmam pratiṣṭhitaḥ

(v) satyam eva^anṛṣamsam ca rāja-vṛttam sanātanam /

tasmāt satya-ātmakam rājyam satye lokam pratiṣṭhitaḥ // (R,p.328:II-109-10)

(5-1) 『永遠にして、有害ならざる、王の振る舞いは、真実に他なりません。それ故に、王権は、真実を本質としているのです。世界は、真実の土台の上に安立しているのです。』(拙訳)

(5-2) Wahres und mildes Benehmen eines Fürsten wahrt ewig; darum ist Wahrheit das Wesen der Herrschaft und darum ist die Welt auf Wahrheit gegründet. (Böhtlingk,iii,p.432:6726)

(5-3) This eternal regal morality founded in kindness towards the subjects, is verily true. Hence a kingdom is essentially based upon truth; and this world itself is established in truth. (Dutt,i,p.267)

Rāmāyanaには、また次のような表現も見られる。

(vi) satyam eva^īśvaro loka satye dharmam sadā^āśritaḥ /

satya-mūlāni sarvāni satyān na^asti param padam // (R,p.328:II-109-13)

(6-1) 『世界に於いては、主宰神が、真実に他なりません。ダルマは、常に、真実に依拠しています。一切は、真実を根源としているのです。真実より高い境地は、存在しません。』(拙訳)

(6-2) Die Wahrheit, ja die Wahrheit ist der Gott in der Welt, auf der Wahrheit beruht stets das Recht, in der Wahrheit wurzelt Alles, eine höhere Stufe als die Wahrheit giebt es nicht. (Böhtlingk, iii, p.433:6728)

(6-3) In this world, truth is the Lord; in truth is established righteousness.

Everything has truth for its basis. No condition is superior to truth. (Dutt, i, p.267)

(6-4) Le vrai, tel est le maître du monde; c' est sur le vrai que s' appuie le devoir;

tout à le vrai pour base; il n' est pas de bien supérieur à la vérité! (Roussel, i, p.550)

(a ") satyam eva[^]īśvaro loka

(b ") satyān na[^]asti paraṃ padam

(c ") satye dharmāḥ sadā[^]āsritaḥ

この(v)(vi)の用例から、「AがBの上に立脚している(pratiṣṭhita)⁽⁹⁾」ことは、「AがBに依拠している(āsrita)」、「AがBを根源(mūla)としている」、「AがBを本質(ātman)としている」という存在論的關係を明示するものであるという視点を得ることが出来る。したがって、「AがBの上に立脚している」ことと「BがAの上に立脚している」ことは、存在論的には、AとBの同一性を容認しないならば、互いに相矛盾するという点を、看過すべきではない。さらに、前節で触れた「SuttanipātaとUdānavargaでは、satyaとdharmaの關係が逆転している」ことが、實際事實であるとすれば、それは思想史的に見ても、決して等閑に出れない深刻な事態であると考えらるべきであろう。

一方、『カウティリヤ実利論』Kauṭīliya-Arthaśāstra(KA)等に引かれる、以下の用例も注目すべきであろう。ほぼ同一と見なし得る詩節は『ナーラダ法典』Nāradaśmṛti(Ns)からも回収されている。この(vii)(viii)の用例に対して、後者Nāradaśmṛtiの(ix)からは、しばしば言及もされる「真実を神々に、虚偽を人間に振り分ける」類の用例の回収されることも、忘れるべきではない。

(vii) atra satye sthito dharmo vyavahāras tu sākṣiṣu /

caritraṃ saṃgrāhe puṃsāṃ rājñām ājñā tu śāsanam // (KA, p.98:III-1-40)

(7-1) そのうち、法は真実に基づく。一方、契約は証人に基づく。慣習は人々の総意に基づく。一方、勅令は王の命令である。(上村2 上240頁)

(7-2) Of them, law is based on truth, a transaction, however, on witnesses, customs on the commonly held view of men, while the command of kings is the royal edict. (Kangle, p.195)⁽¹¹⁾

(viii) atra satye sthito dharmo vyavahāras tu sākṣiṣu /

caritraṃ pustakaraṇe rāja-ājñāyāṃ tu śāsanam // (Ns, p.9:I-11)

(8-1) There virtue is based on truth; a judicial proceeding (rests) on the statements of the witnesses; documentary evidence (rests) on declarations reduced to writing ;

an edict (depends) on the pleasure of the king. (Jolly,i,pp.7-8)

(8-2) Dharma is based on truth; legal procedure on witnesses ; custom on what is recorded; the decree on the edict of the king. (Lariviere, p.5)

(8-3) 『そのうち、ダルマは真実に基づく。一方、裁判は、証人たちに。慣習は、形ある文書に〔基づく〕。一方、勅令は、王の命令に。』(拙訳)

(ix) satyam eva paro dharmo lokānām iti naḥ śrutam //

satyaṃ devāḥ samāseṇa manuṣyās tv anṛtaṃ smṛtam /

iha[^]eva tasya devatvaṃ yasya satye sthitā matiḥ // (Ns,p.126:II-1-194-195)

(9-1)truth is the highest duty in the world, thus it has been revealed to us. The gods are truth simply, the human race is falsehood. He whose mind is persistent in truth, obtains a divine state in this world even. (Jolly, p.93)

(9-2) Thus it is reveal to us: ”Truth alone is the supreme dharma of every-one. ”The gods virtually are Truth. Mankind is untruth. He whose mind is fixed on Truth becomes divine even in this world. (Lariviere, p.89).

(9-3) 『諸世界にとって、最高のダルマが真実に他ならない』とわれわれには、啓示されている。「事実上、神々が真実であり、人間たちが虚偽である」と伝承されている。まさしくこの〔世界〕において、真実の上に、思いの定まっている、その人に、神性がある。』(拙訳)

また、『マハーバーラタ』*Mahābhārata*(Mbh)にも、類似の表現が散見する。

(x) na[^]asti satyāt paro dharmo na satyād vidyate param /

na hi tīvrataraṃ kiṃcid anṛtād iha vidyate //

rājan satyaṃ paraṃ brahma satyaṃ ca samayaḥ paraḥ / (Mbh,i,p.103:I-69-24-25)

(10-1) 真実より優れた法はなく、真実に勝るものは何もありません。不真実よりひどいものは、この世には存在しません。王よ、真実は最高のブラフマン(梵、最高原理)です。真実は最高の約定です。(上村 1 i 287頁)

(10-2) There is no Law higher than truth, nothing excels truth; and no evil is bitterer on earth than a lie. Truth, O king, is the supreme Brahman, truth is the sovereign covenant. (Buitenen,i,pp.169-170)

とりわけ、この*Mahābhārata* の用例(x)は興味深い。ここからは、satyaとdharmaの関係に関して多くの重要な知見を得ることが出来る。即ち、「真実もまたダルマである」こと、しかも数多くあるダルマのうちの「最高のダルマである」こと、また、真実より優れたものは何一つないこと、したがって、「真

実は、最高のものである〔唯一の〕ブラフマンである」こと、したがって、真実が、〔約定であるとすれば、種々ある約定のうちの〕最高の約定であること、である。

また、以下の用例も次節とも関わるsatyaとdharmaをめぐる重要な視点を明らかにしてくれる。

(xi) sa māṃ pitā yathā śāsti satya-dharma-pathe sthitaḥ /
tathā vartituṃ icchāmi sa hi dharmāḥ sanātanaḥ //

(R, p.192:II-30-38) (Rce, p. 147:II-27-30)

(11-1) 真実の正義の道を踏むわたしの父が命令したことに、そなたの運命をひるがえしたいけれど、そなたの運命は永久不変の義務である。

(岩本 ii 122頁)

(11-2) Therefore do I desire to follow what my father commands me, treading in the path of truth, and this is the virtue eternal. (Dutt,i,p.89)

(11-3) My father keeps to the path of righteousness and truth, and I wish to act just as he instructs me. That is the eternal way of righteousness. (Pollock,pp.141-142)

(11-4) 『真実〔語を語り〕ダルマ〔に適う〕道を踏む、その父が、わたしに命じる、そのように、わたしは、行動することを、欲します。なぜなら、そ〔のよう〕に行動すること〕が、永遠のダルマなのですから。』(拙訳)

岩本訳後半の不可解は問わないとしても、この用例(xi)に現れる、satya-dharma-patheという複合語の解釈をこそ、問題にしたい。残念ながらやはり難解である。岩本裕先生は、「真実の正義の道」、Duttも恐らく同意味の、“the path of truth”、最新のPollockは、“the path of righteousness and truth”(ダルマと真実の道)、Rāmāyaṇaの、以下の用例とも併せ検討すべきか？

(xii) sā tu satyavatī puṇyā satye dharme pratiṣṭhitā /

pativrata mahābhāgā kauśikī saritāṃ varā // (R,p.66:1-34-11.) (Rce,p.45:1-33-11)

(12-1) 姉のサティヤヴァティーは福德があり、真実と正義とを遵法して夫に貞節な女として大いに祝福されたが、いまカウシキ河となって、河川の中で最も勝れた川なのだ。(岩本 1 i 108頁)

(12-2) And that virtuous Kauśikī, Satyavatī, as well established in religion as truth, and chaste, and eminently pious, is now the foremost of streams. (Dutt,i,p.72)

(12-3) For the holy and illustrious Satyavati , firmly established in truth and righteousness, and deeply devoted to her husband, is none other than the Kauṣīkī , foremost of rivers. (R.P.Goldman,p.188)

"satye dharme pratiṣṭhitā" に関して、岩本訳は、caがないにも拘わらず、(xi) の場合とは異なって、「真実と正義と」と訳している。Duttは、"religion as truth"(真実たるダルマ) Goldmanは、先のPollockや今回の岩本訳と同じく "truth and righteousness"(真実とダルマ)である。こうした点の他に、この用例 (xii) は、"pratiṣṭhita"という形容詞が、まさしく人的形象に適用されているという点でも注目すべきである。すなわち、「サティヤヴァティーは、真実たるダルマに(ないし、真実とダルマに)安立している」と表現されているのである。これは、*Suttanipāta* 453等に対する旧解釈「善い人々は、真実と、アルタと、ダルマに安立している」に呼応するものと言える。

また、ヴェーダ聖典の中には、satya-dharmanという複合語が、一度ならず出てくる。それに対してNorman Brownは、"having Truth as his basic principle"⁽¹³⁾と訳語を与えている。また、渡瀬信之氏は、同一の用例を踏まえて、「そして、<satya-dharman> (そのダルマが真実なる者、必ず成就する者)の用語が示すように、ダルマは真実なるものであり、必ず実現されるもの、決して破られない不可侵なものであるとみなされているが、ダルマのこの真実性・不可侵性は何に由来するのであろうか。」と記しておられる。Norman Brownと渡瀬氏の両言辭の間隙を整合的に埋めるためには途方もない作業が必要になるだろうが、取りあえずは、その複合語を「真実をダルマ(行動の規範)として持つ(者)」「真実からなるダルマを持つ(者)」といった「satyaとdharmaの一関係」を明示する語と考えておきたい。

*Rāmāyaṇa*と並ぶ貴重な資料*Mahābhārata* の中には、satya-dharma-parāyaṇa-の形が頻出する。それを例えば、現在全和訳を刊行中の上村勝彦氏は、「真実と法に専念し」(上村 1 i 68頁)と訳されたかと思うと、「真実の法に専念する人」(上村 1 i 358頁)、「真実と法に専念する」(上村 1 ii 72&158頁)と訳される。その間には、*ātmaṇaṃ satya-dharmau ca pālayāno...*"(Mbh I-69-20)に対して、「自分自身と、真実と法とを守り、」(上村 1 i 286頁)と訳しておられるにもかかわらずである。⁽¹⁵⁾ Buitenenは、いずれも"the Law of the Truth"(Buitenen,i.p.31;p.226,p.331)最後の用例に関しては、"protect yourself, your word, and your Law"(Buitenen,i.p.169)とである。問題の同一の複合語に対してさらに次のような訳例も存す。"ever-devoted

to truth and law" (Buitenen, i, p.391) "Devoted to the Law of truth" (Buitenen, ii, p.339) 「その真実と法に専念する王」(上村 1 iii 170頁)。Buitenenの解釈も揺れ動いている。両数形で現れるsatya-dharmauの事例を例外として、すべてを先に見たsatya-dharmanの伝統に則って解釈しようとしている。しかも、そこに整合性を保つべく、Buitenenは、並列複合語の解釈に際しては、「真実Truth」という訳語を避けて、「言葉word」という訳語を用いている。かと思うと、やはり"truth and law"である。一方、上村氏は、その両数形並列複合語を頼りに、「真実とダルマ」で首尾一貫しようとしておられる（が、やはり例外がある）。こうした限られた用例からしても、satyaとdharmaの関係の解釈が一筋縄では行かないことが判明する。では、問題の*Suttanipāta* 453 等におけるsatyaとdharmaの関係は、どう考えるべきなのか？

・《永遠のダルマ》(b)

"esa dhammo sanantano"(b)「これは永遠のダルマ(法)である」というフレーズの解釈こそ、*Suttanipāta* 453の解釈のキーポイントである、と筆者は考える。

このフレーズは、あちこちの文献より回収される。いわば常套句である。基本的には、それに先立つ《文言》を受けて、その文言の示すところが、ダルマと呼び得るものであり、しかも、束の間のダルマでもローカルなダルマでもなくて、普遍性を持った永遠の(ないし古代の)ダルマである、と告げるのである。その《文言》がいわゆる命題と呼び得るようなものなら、その命題が真であることを言い、さらに、その命題が、束の間のローカルな真ではなく、永遠の真であることを言う際に用いられる。したがって、そのフレーズの実事実上の主語と言うべき男性主格単数形の代名詞「これは」は、それに先行する何か特定のモノを指し示す単語を受けてのものではなく、その《文言》《命題》の示すところと考えるべきである。そのことは、前節の*Rāmāyaṇa* の用例(xi)や、以下の『ダンマパダ』*Dhammapada*(Dhp) *Mahābhārata*、『マヌ法典』*Manusmṛti* (Ms)の用例(xiii)(xiv)(xv)を見るだけでも容易に肯われるであろう。日本人訳者によって、そのdharmaは、「真理」「掟」「生き方」「法」「ダルマ」と様々に訳されてはいるが、そのフレーズが文脈の中で果たしている役割は、同一である。⁽¹⁶⁾

では、問題の*Suttanipāta* 453の場合はどうだろうか？ 中村訳は「これは永

遠の法則である」、「これは永遠の理法である」、Normanは"This is eternal law."、
 "This is the eternal law."、村上及川訳は「これは永遠の法」となっている。「こ
 れは」とか、"This"が受けるものが、一般的な用法を伝える(xiii X xiv X xv)
 の三例の場合とは微妙に異っているように見える。そこでは、《文言》や《命
 題》ではなしに、あたかも、前文の主語であるかの「真実」を受けているよう
 に思えるではないか？ つまり、馴染みのこのフレーズが、問題の*Suttanipāta*
 453等では、しっかりこないののである。*Dhammapada*の(xiii)の場合に、"This
 is the ancient rule."と訳せたNormanが、同種の解釈を強いる*Paramatthajotikā*の
 註釈を知りつつも、この場合は、その訳語を避けて、不明確な紋切り型のパラ
 フレーズに甘んじている、そしてそのフレーズの位置づけを曖昧なままに放置
 して注記すら付していないのである。これはどうしたわけだろうか？

先にも見た通り、Fausböllは*Suttanipāta* 453のそのフレーズを"This is a true
 saying."と訳している。Max-Müllerは、*Dhammapada*の(xiii)のそのフレーズを、
 "this is an old rule."と、Normanの"This is the ancient rule."とほぼ同様に訳してい
 る。一方、Lord Chalmersによる*Suttanipāta* 453の古典的な英訳も見ておきたい。
 テキストにも特別のパンクチュエーションが施されているので、それにも注意
 すべきであろう。

(i) 'Saccam ve amatā vācā', esa dhammo sanantano;
 'sacce atthe ca Dhamme ca', āhu, 'santo patiṭṭhitā.'

(1) 'Truth is Nirvāna's speech' (the adage runs);
 truth, weal, and Doctrine (so 'tis said) make saints.(Chalmers,p.106-107) (1932)

その前半は、《「真実は、涅槃のことばである」との格言がある》と解せる
 ので、このChalmers 訳は、頻出するこのフレーズの一般的な用法(xiii X xiv)
 (xv)に一応は則っていると見なし得る。果たして中村訳、Norman訳、村上及
 川訳の「これは」「This」は、いずれも、このChalmers訳と同様に、直前の「文
 言」の示すところを指すと解釈できるであろうか？ 筆者には、訳者(たち)
 によってその点が故意に曖昧に処理されているように思われるのである。

(xiii)na hi verena verāni sammant' idha kudācana⁽¹⁸⁾
 averena ca sammanti, esa dhammo sanantano. (Dhp,p.2:5)

(13-1) 実にこの世においては、怨みに報いるに怨みを以ってしたならば、
 ついに怨みの息むことがない。怨みをすててこそ息む。これは永遠の真理
 である。(中村4 10頁)

(13-2) およそこの世において、怨みは怨みによってやむことはない。怨みを棄ててこそやむのである。これは永遠不変の真理である。(前田 141頁)

(13-3) For not by hatred are hatreds ever quenched here, but they are quenched by non-hatred. This is the ancient rule. (Norman3,p.1)

(13-4) For hatred does not cease by hatred at any time : hatred ceases by love, this is an old rule. (Max-Müller, p.5)

(xiv) yatra me nīyate bhartā svayaṃ vā yatra gacchati /

mayā[^]api tatra gantavyam eṣa dharmāḥ sanātanaḥ // (Mbh,p.773:III-281-20)

(14-1) 私の夫が連れられて赴くところ、そしてまた彼がみずから行くところ、そこへ私もまいります。それが変わらぬ掟です。(前田式 85頁)

(14-2) I too must go where my husband is led, or goes by himself that is the sempiternal Law. (Buitenen,ii,p.769)

(14-3) 私の夫が連れて行かれる所、あるいは自ら行く所、私もそこへ行きます。これは永遠の法(ダルマ)です。(上村 1 iv 361頁)

(14-4) 『わたしの夫が、連行され、あるいはまた、自ら赴くところの、そこへは、わたしによってもまた、行かれるべきであります。それが、永遠のダルマであります。』(拙訳)

(xv) satyaṃ brūyāt priyaṃ brūyān na brūyāt satyaṃ apriyam /

priyaṃ ca na[^]anṛtaṃ brūyād eṣa dharmāḥ sanātanaḥ // (Ms,p.84:IV-138)

(15-1) 真実を語るべし。愉快なる事を語るべし。不愉快なる真実を語る勿れ。而して愉快なる虚偽の言を発する勿れ。そは永遠の法なり。(田辺 129頁)

(15-2) 真実を語るべし。好ましいことを語るべし。真実でも好ましくないことを語ってはならない。好ましくとも虚偽を語ってはならない。これは永遠の生き方(ダルマ)である。(渡瀬 143頁)

(15-3) Let him say what is true, let him say what is pleasing, let him utter no disagreeable truth, and let him utter no agreeable falsehood; that is the eternal law. (Bühler,p.150)

この「これは永遠のダルマである」の一般的な用法を伝えると思われる三例(xiii X xiv X xv)の中で、第三の*Manusmṛti*の用例(xv)がとりわけ筆者の興味を引く。問題の*Suttanipāta*(*Theragāṭā*, *Samyuttanikāya*)の用例は、ほぼ、その

*Manusmṛti*と同一の文脈の中に出てくるのである。中村先生の「みごとに説かれたこと」部、*Suttanipāta* 453の前後の詩節をそっくり、中村訳と共に全文を引くならば、以下の通りである。

- (xvi) 450. "Subhāṣitaṃ uttamam āhu santo,
 dhammaṃ bhāṇe nādhammaṃ, taṃ dutiyaṃ,
 piyaṃ bhāṇe nāppiyaṃ, taṃ tatiyaṃ,
 saccaṃ bhāṇe nalikaṃ, taṃ catutthaṃ"ti.
 451. Tam eva vācaṃ bhāseyya, yāy'attānaṃ na tāpaye
 pare ca na vihiṃseyya, sāve vācā subhāṣitā.
 452. Piyavācam eva bhāseyya, yā vācā patinanditā,
 yaṃ anādāya pāpāni paresaṃ bhāsate piyaṃ.
 453. Saccaṃ ve amatā vācā, esa dhammo sanantano,
 sacce atthe ca dhamme ca, āhu, santo paṭiṭṭhitā.
 454. Yam Buddho bhāsati vācaṃ khemaṃ nibbānapattiyā
 dukkhass'antakiriyaṃ, sā ve vācānam uttamā" ti. (Sn.pp.78-79 : 450-454)

(16-1) 四五 立派な人々は説いた [i] 最上の善いことばを語れ。(これが第一である。)[ii] 正しい理を語れ、理に反することを語るな。これが第二である。[iii] 好ましいことばを語れ。好ましからぬことばを語るな。これが第三である。[iv] 真実を語れ。偽りを語るな。これが第四である。……《散文部略：筆者》……

四五一 自分を苦しめず、また他人を害しないことばのみを語れ。これこそ実に善く説かれたことばなのである。

四五二 好ましいことばのみを語れ。そのことばは人々に歓迎迎えられることばである。感じの悪いことばを避けて、他人の気に入ることばのみを語るのである。

四五三 真実は実に不滅のことばである。これは永遠の理法である。立派な人々は、真実の上に、ためになることの上、また理法の上に安立しているといわれる。

四五四 安らぎに達するために、苦しみを終滅させるために、仏の説きたもうおだやかなことばは、実に諸々のことばのうちで最上のものである。

(中村1 91-92頁)

とりわけ、453に先立つ452に注目すべきであろう。*Manusmṛti* の用例とまさ

しく重なるのである。名詞文の解釈は、常に困難をきわめるのであるが、それは、文脈を丹念に辿ってなされる他はないのである。問題の箇所、「これは永遠のダルマである」は、*Manusmṛti* の(xv)のように一般的な用法でそれを用いるならば、むしろ各詩節の命令文（禁止文）の直後に置かれるべきであった。と言うより、「**眞実は実に不滅のことばである**」(*Saccaṃ ve amatā vācā*)を介在させることなく用いられるべきであった。にも拘わらず、**眞実（語）**そのものの説明が開始された後の現行詩節453の要に置かれるに到ったのは何故か？
Udānavarga の当該箇所には、本来は常套的に用いられる問題のその一文が欠落しているのに対して、*Suttanipāta* 453、*Theragātā* 1229、*Samyuttanikāya* VIII-5-9には見られる。いわばその常套句が新たな文脈の下に捕らえ直されるべきものとなったと言い得るのではないか？ 450の「**眞実を語れ**」の「**眞実（語）**」について説明するに当たり、先ずは「**眞実は不滅のことばである**」とし、さらに、それを敷衍して「[**眞実は、**]永遠のダルマである」と展開したかのようである。そのフレーズに対するオーソドックスなChambers 風解釈は、棄てられて、新たな文脈の下に、再編されたというべきなのかも知れない。*Udānavarga* VIII-14がみごとにそのフレーズを欠くことは、とにかくも重要である。つまり、はからずも「永遠のダルマ」と同置されてしまった「**眞実**」は、もはや、*Udānavarga* のように「ダルマ」の上に基礎づけることは出来なくなってしまったのではないか？ 一方、ヒンドゥー教文献においては、ダルマを眞実の上に基礎づけることは、なんの違和感もない筈である。dharma satya veda brahmanということであるが、ヴェーダvedaやブラフマンbrahmanという絶対の切り札的拠り所を持たぬ仏教にとっては、ダルマをめぐる新たな独自の体系が構築される必要があった。⁽²⁰⁾ 仏教的な文脈を尊重するならば、*Udānavarga* VIII-14ののびやかな筆の運び、*Suttanipāta* 453に対する、アッタカター *Paramatthajotikā* の巧妙な注釈を曖昧に反映させた旧来の解釈こそが、仏教的な文脈にむしろ適っているのではないか？

この段階に到って、初め筆者が惹かれた、現行*Suttanipāta* 453に対するLüdersの新解釈は、むしろ非仏教的なものだと痛感されるのである。そして、その新解釈は、「これが永遠のダルマである」というフレーズを、「**眞実は永遠のダルマである**」「**永遠のダルマは眞実に他ならない**」という非仏教的な解釈で受け止めざるを得なかったことの当然の帰結であると考えられるのである。

Lüders 的解釈を受けて、筆者が、*Suttanipāta* 453で読み取ろうとしたsatyaと

dharmaの関係とは、総じてこういうものであった。すなわち、「永遠のダルマは真実に他ならない、したがって、ダルマは真実に安立する」。だが、「永遠のダルマ」と「最高のダルマ」と真実の交錯は、以下のようなMahābhārata等の非仏教文献のうちには易々と見い出すことが出来るのである。

(xvii) satya-ārjave dharmam āhuḥ paraṃ dharmavidō janāḥ //

durjñeyāḥ śāśvato dharmāḥ sa tu satye pratiṣṭhitaḥ / (Mbh,p.665:III-197-38-39)

(17-1) 法を知る人々は、真実と廉直とが最高の法(美德)であると言います。永遠の法を知ることは至難のことですが、それは真実(サティア)において確立します。(上村 1 iv 95頁)

(17-2) Law-wise people quote truthfulness and uprightness as the highest Law. The sempiternal Law is hard to know, but it is founded on truthfulness; (Buitenen,ii,p.617)

(17-3) 『ダルマを知れる者たちは、真実と公正を、最高のダルマと言う。永遠のダルマは、知り難い。しかるに、その[永遠のダルマ]は、真実に住している。』(拙訳)

(xviii) ahiṃsā paramo dharmāḥ sa ca satye pratiṣṭhitaḥ / (Mbh,p.668:III-198-69)

(18-1) 不殺生は、最高の法である。そして、その[最高の法]は、真実に住している。(上村 1 iv 103頁)

(18-2) nonviolence is the highest Law, and it is founded on truth; (Buitenen,ii,p.622)

この(xvii)(xviii)の二例が明らかにするのは、もはや、ダルマの体系のこのだれた関係記述に過ぎない。「最高のダルマ」や「永遠のダルマ」といったある特別の卓越せるダルマと同置された真実は、もはやダルマと同一ではあり得ない。ましてやダルマの上に安立することは不可能である。

・《真実と、ダルマとアルタ》(c)

satyaとdharmaの関係に関して筆者の言うべきことは、前節まででほぼ尽きている。では、Suttanipāta 453の新解釈やUdānavarga VIII-14等で、satyaと対比されるarthaとdharmaとは、一体どのようなものと考えべきだろうか？ 以下になお若干の検討を行ってみたい。

先に見たRāmāyaṇaの用例(iii)には、satyaと、satyaに基づいて成立するdharmaと最高の(もの)paraの関係が描き出されていた。すなわち、真実 satya

によって、〔現世的〕ダルマdharmaと、いわば〔来世的〕最高目的paraが達成されると記されている。⁽²¹⁾さらにヒンドゥー教徒にとっては、**真実satyaの**実践によって、〔現世的〕トリヴァルガのうちの二、**ダルマdharmaと実利arthaの**達成があると想定することもそう難しいことではない。例えば、以下の*Manusmṛti*の用例(xix)は、そのような関係を端的に記したものと言える。

(xix) samakṣa-darśanāt sākṣyaṃ śravaṇāc ca[^]eva sidhyati /

tatra satyaṃ bruvan sākṣī dharmā-arthābhyāṃ na hīyate // (Ms,p.157:VIII-74)

(19-1) 実際に見られ、聞かれたる事実と一致せる証拠は、認容さるべし。これらの(場合に)真実を述べたる証人は、功德をも富をも失ふことなし。(田辺 216頁)

(19-2) 直接の見聞に基づいているときに証言は採用される。その場において真実を語る証人は功德(ダルマ)と実利(アルタ)を失わない。(渡瀬 242頁)

(19-3) Evidence in accordance with what has actually been seen heard, is admissible; a witness who speaks truth in those (cases), neither loses spiritual merit nor wealth. (Bühler,p.267)

この(xix)は、《真実が失われぬ限り、ダルマもアルタも失われぬ》と読めるのであるから、そこから、「ダルマとアルタは、真実の上に立脚している」と導き出すことも可能である。一方、*Suttanipāta* には、例えば以下のような用例も見られる。

(xx) Yaṃ samaṇo bahu bhāsati upetaṃ atthasamhitam,

jānaṃ so dhammaṃ deseti, jānaṃ so bahu bhāsati. (Sn,p.139:722)

(20-1) <道の人>が理法にない意義のあることを多く語るのは、みずから知って教えを説くのである。みずから知って多くのことを語るのである。(中村 1 155頁)

(20-2) When an ascetic speaks much (which is) possessed of and endowed with meaning, he, knowing (ly), teaches the doctrine, he, knowing (ly), speaks much. (Norman1,p.82)

(20-3) およそ沙門が多く語ることは〔意義や法が〕そなわり、利益にかなう。その方は知って法を説き、その方は知って多く語る。(村上及川 484頁)

(20-4) When the Samaṇa speaks much that is possessed of good sense, he

teaches the Dhamma while knowing it, while knowing it he speaks much.
(Fausböll, 128)

この場合、dharmaとarthaで対比されているのは、中村訳では「教え」と「意義」、Norman訳では"doctrine"と"meaning"である。両訳共に、「説く」ことの対象としてのダルマ [= 説かれたダルマたる言葉] とその [言葉の意味する] 意味アルタと解しているようである。だが、その「意義」とか"meaning"とは果たしてどういう意味なのだろう？ 「無意味な(ばかげた)言葉」とか「意味のある言葉」といった時の「意味」ということなのか？ であるならば、その「意義」とか"meaning"とは、「有効な」「有益な」「目的に合う」「効果的な」といったほどの意味ということになる。また、*Paramatthajotikā* を踏まえた村上及川訳は、「法」と「利益」である。この「利益」とは、いわゆるトリヴァルガの一つとしての「実利」、*Manusmṛti*の(xviii)の場合と同じものと考えられるだろうか？ そして、問題の*Suttanipāta* 453 や*Udānavarga* VIII-14の場合の arthaとdharmaは、果たしてどう考えるべきなのか？ 村上及川訳のここでの「利益」は、(1-3)に見る通り、「意義(利益)」という形で、不思議な影を落としている。やはり難しい問題である。*Suttanipāta* 453 や*Udānavarga* VIII-14における arthaとdharmaの意味を考える場合、筆者は、むしろ、以下の用例に注目したい。*Suttanipāta* 453との類似が指摘されている*Udānavarga* VIII-14 に先立つ箇所の場合である。

(xxi) mukhena saṃyato bhikṣur mandabhāṣī hy anuddhataḥ /

arthaṃ dharmāṃ ca deśayati madhuraṃ tasya bhāṣitam // (Uv,p.165:VIII-10)

(21-1) 口をつつしみ、ゆっくりと語り、心が浮わつかないで、事がらと真理とを説く修行僧 かれの説くところはやさしく甘美である。(中村 3187頁)

中村先生は、arthaを「事がら」、dharmaを「真理」と訳されている。続く*Udānavarga* VIII-14 では、(2-1)で見た通り、それぞれを「ことがら」と「理法」で訳しておられるが、中村先生がこの両例の関係をどうお考えであったかは、残念ながら不明である。だが、筆者が注目したこの*Udānavarga* の(xxi)とほぼパラレルと見なし得るフレーズが*Dhammapada* 363にもあるので、そちらも参照したい。

(xxii) yo mukhasaññato bhikkhu mantabhāṇī anuddhato

atthaṃ dhammaṃ ca dīpeti madhuraṃ tassa bhāṣitaṃ. (Dhp.p.102:363)

(22-1) 口をつつしみ、思慮して語り、心が浮わつくことなく、事がらと真理とを明らかにする修行僧 かれの説くところはやさしく甘美である。

(中村3 61頁)

(22-2) 口を慎しみ、語るところ賢く、高ぶらず、人生の目的と真理とを明らかにする修行僧は、その説くところ甘美である。(前田 156頁)

(22-3) Whatever bhikkhu is controlled in mouth, speaks gently, is not puffed up, teaches the meaning and the doctrine, his utterance is sweet. (Norman3, p.52)

(22-4) The Bhikkhu who controls his mouth, who speaks wisely and calmly, who teaches the meaning and the law, his word is sweet. (Max-Müller, p.86)

この用例(xxii)に関して、前田恵学先生は、「人生の目的」と「真理」で対比させておられる。一方、Normanの方は、(xx)の用例の場合と同じく、「meaning」と「doctrine」である。Suttanipāta 453やTheragāthā 1229では、「goal」と「doctrine」で対比させたNormanがである。Normanの「goal」とは、前田恵学先生の「人生の目的」や、本節冒頭で筆者が Rāmāyaṇaの用例(iii)より抽出した「最高目的」などに呼応するものと考えてよいのだろうか？ また、中村訳や前田訳に見られるdharmaに対する「真理」との訳語をどのように考えるべきなのか？⁽²⁴⁾ さらにまた、(1-3)に見られるアッタカターたるParamatthajotikāを踏まえた村上及川訳の「真実と意義(利益)と法」中の「意義(利益)」というのは、何なのか？ 「意義」または「利益」、「意義」及び「利益」のいずれなのか？ 結局は不明である。なお、一連のNormanの英訳例を確実に踏まえているだろう現在刊行中の最新のパーリ語辞典の編者Margaret Coneが、「attha」の項目中に、「in association with dhamma, attha expresses the goal as opposed to the doctrine; practical affairs as opposed to spiritual matters; the practical application and result as opposed to the theory; the interpretation as opposed to the text」⁽²⁵⁾と記している点にも注意を払いたい。

結論に代えて

本稿は通常の意味での明確な解釈や結論を目指したものではないが、以上をもって、Suttanipāta 453をめぐる筆者の疑念だけは示し得たと考える。以下には、satyaとdharmaの関係に関する筆者の現段階での理解と展望を図示して、簡単にまとめておきたい。

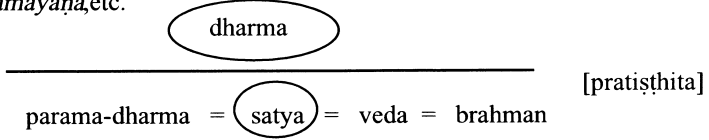
古代インドのとある時代、先ずはヒンドゥー教徒と仏教徒の対峙の構図を想

定したい。そして、両者は共に、その実践の中心に、ダルマを持っている。かれらの行動を支配しているのは、いずれの場合も、ダルマである。⁽²⁶⁾ ヒンドゥー教徒は、法典等に具体化する、ダルマの体系に従って行動し、仏教徒は仏陀に由来するダルマ(説かれたものが教説/ダルマを語る言葉が教説である)に則って行動する。成果・目標・目指している地点は両者相異なるとしても、人生においてダルマに従って行動を重ねていくという点では同じである。だが、人は、なぜダルマに従って行動しなければならないのだろうか？

ヒンドゥー教徒の場合は、説明はかなり容易である。ダルマは、ヴェーダ聖典に由来する。また神々に、さらに発生論的には、唯一のブラフマンに帰せられる。そして、それらダルマの拠り所となるものが、「真実」と同置される。「ダルマの根源である」ヴェーダ聖典は、「真実を語る言葉」であると同時に「真実の言葉」であり、「真実なるモノ」である。一方仏教徒の場合は、どうか？ ダルマは、仏陀という存在に結びつけられるとはいえ、それ以上のものはないのである。仏陀の教説がダルマである。そのダルマに従って、仏教徒は、なにがしかの成果・目標・ゴールを目指すのである。報告・証言としての「真実」とは、何人にとっても、「虚偽を語らない」、「ありのままに語る」ということ。では、それ以外の語りにおいて、真実語(真実を語る言葉)とは果たしてどういうものであり得るのか？ 「正直に語る」「真実を語る」「真実語を實踐する」とはどういう意味なのか？ そういう問いかけに対して仏教的な理屈を示そうとしたのが、*Suttanipāta* 453の旧解釈Ch.IIIや*Udānavarga* VIII-14のCh.IVであろう。アルタ(目的・ゴール)とダルマ(仏陀の教説)に照らし合わせる以外に「真実(語)」を規定する手だてはないとする仏教的な立場である。むしろ、仏教においてもそのダルマの由来する仏陀の存在を「真実」と同置して、それに帰せしむることも可能である。だが、仏陀没後には、仏陀の示し遺したダルマにおいては確たるものは何一つないという厳然たる事実を顧慮するならば、*Suttanipāta* 453の新解釈として今日流通しているかのCh.IIよりも、Ch.IIIやCh.IVを、やはり仏教的な正統的解釈として考えるべきかと思考するのである。ヒンドゥー教徒にとっては「実利アルタを従えたダルマの体系とその根源としての真実に同置されるヴェーダ聖典と目的アルタ」、仏教徒にとっては「仏陀の教えの対象たるダルマとその目的の下に組織される真実(語)」という構図を見て取れる。Lüders 他、Normanや中村先生は、何故、頼りのアッタカターに馴染む旧解釈を棄てて、敢えて新解釈を採用したのだろうか？

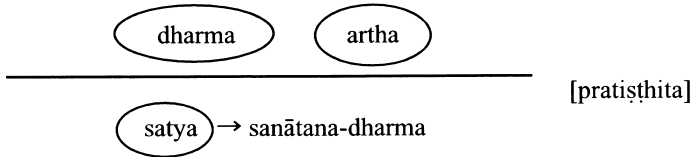
Vaidika

Ch.I: *Rāmāyaṇa*, etc.

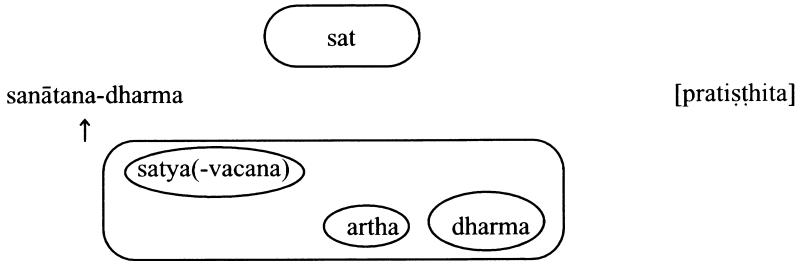


Bauddha

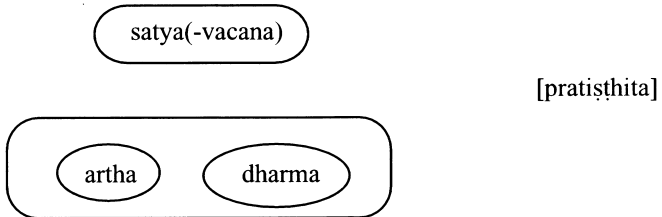
Ch.II: *Suttanipāta* 453 (Theg1229;S VIII-5-9) **New**



Ch.III: *Suttanipāta* 453 (Theg1229;S VIII-5-9) & Pj **Old**



Ch.IV: *Udānavarga* VIII-14



実際不可解であるが、かれらは合理性を最優先させる学者として、*Suttanipāta* 453の要所に置かれている「これは永遠のダルマである」というフレーズを明確に解釈・意義づけることの出来ないままに、その取り扱いに苦慮し、いわばヒンドゥー教的言辭の数々に翻弄されたのであろう、と筆者は幽かに推測する。あるいは、*Suttanipāta*や*Theragāthā*や*Samyuttanikāya*には非仏教的な要素がたくさん残存混入していて、*Suttanipāta* 453等に対してLüders他によって提出された新解釈こそ、むしろその編纂当時の精神を正しく伝えるものと言うべきなのだろうか？

以上、まったく舌足らずではあるが、*Suttanipāta* 453の解釈を中心に、satyaとdharmaの関係について若干の考察をなした。

略号表

岩本：岩本裕訳『ラーマヤナ』1・2（東洋文庫 1980/1985年）

上村1：上村勝彦訳『原典訳マハーバーラタ』1～（ちくま学芸文庫 2002年～）

上村2：上村勝彦訳『カウティリヤ実利論』上・下（岩波文庫 1984年）

田辺：田辺繁子訳『マヌの法典』（岩波文庫 昭28年）

中村10：中村元訳『ブッダのことば』（岩波文庫 昭33年）

中村1：中村元訳『ブッダのことば』（岩波文庫 1984年）

中村2：中村元訳『仏弟子の告白』（岩波文庫 1982年）

中村3：中村元訳『ブッダの真理のことば・感興のことば』（岩波文庫 1978年）

中村4：中村元訳『悪魔との対話』（岩波文庫 1986年）

南伝：南伝大蔵経（大蔵出版）

前田：前田恵学訳「真理のことば（ダンマバダ）」（『インド集』筑摩 昭34年）

前田式：前田式子訳「マハーバーラタ サーヴィトリ物語」（『インド集』同上）

村上及川：村上真完・及川真介訳『仏のことば註（三） パラマッタ・ジョーティカ
ー』（春秋社 1988年）

渡瀬：渡瀬信之訳『マヌ法典』（中公文庫 1991年）

BU : *Bṛhadāraṇyaka-Upaniṣad* (Works of Śaṅkarācārya, Vol.1, Delhi, etc. 1978 [1964])

Böhntlingk : *Indische Sprüche*, von Otto Böhntlingk (Osnabrück, 1966 [1870-1873])

Bühler : *The Laws of Manu*, tr. by G. Bühler (SBE VOL.26, 1984/1964 [1886])

Buitenen : *The Mahābhārata*, tr. by J.A.B. van Buitenen (Chicago, 1981-[1971-])

Chalmers : *Buddha's Teachings*, ed. & tr. by Lord Chalmers (HOS Vol.37, 1932)

Dhp : *Dhammapada* (PTS Ed. 1995/1994)

Dutt : *Rāmāyaṇa of Vālmiki with English Translation* by M.N. Dutt, 4 vols (Delhi, 1998)

Fausböll : *The Suttanipāta*, tr. by V. Fausböll (SBE Vol.10, 1988/1965 [1881])

- Goldman : *The Rāmāyṇa of Vālmīki*, Vol.I, tr.by Robert P.Goldman (Princeton,1984)
- GSS : *Jan Gonda:Selected Studies*, Vol.II (Leiden,1975)
- Hume : *The Thirteen Principal Upanishads*, tr. by Robert Ernest Hume, Delhi, 1990 [1877])
- Jolly : *The Minor Law-Books, Part I:Nārada Brihaspati*, tr.by Julius Jolly (SBE Vol.33, 1994/1965 [1889])
- KA : *Kauṭīliya-Arthaśāstra*, ed.by R.P.Kangle (Delhi, etc.1986 [2nd Ed. 1969])
- Kangle : *The Kauṭīliya Arthaśāstra*, tr. by R.P.Kangle (Delhi,etc., 1986 [2nd Ed.1972])
- Lariviere : *Nāradaśmṛti*, tr. by Richard W. Lariviere (Philadelphia, 1989)
- Max-Müller : *The Dhammapada*, tr. by F. Max Müller (SBE Vol.10, 1988/1965 [1881])
- Mbh : *Mahābhārata* (Text:PoonaCrEd., 1971-)
- Ms : *Mānava Dharmasāstra*, ed. by J.Jolly (New Delhi, 1993 [1887])
- Norman1 : *The Group of Discourses (Sutta-Nipāta)*, tr. by K.R. Norman (PTSTrS No.45,1992)
- Norman2 : *The Elders' Verses I :the Theragāthā*, tr. by K.R. Norman (PTSTrS No.38,1990)
- Norman3 : *The Word of the Doctrine (Dhammapada)*, tr. by K.R.Norman (PTSTrS No.46,1997)
- Ns : *Nāradaśmṛti*, ed. by Richard W. Lariviere (Philadelphia, 1989)
- Pj : *Paramatthajotikā* (PTS Ed.,1989/1966 [1916-17])
- Pollock : *The Rāmāyṇa of Vālmīki*, Vol.II, tr.by Sheldon I. Pollock (Princeton, 1986)
- R : *Rāmāyṇa with Tilaka* (2vols, NirṇayaEd., Reprint,1983)
- Rce : *Rāmāyṇa* (Text:BarodaCrEd., Vadodara, 1992)
- Roussel : *Le Rāmāyṇa de Vālmīki*, tr. par Alfred Roussel (Paris,1979 [1903])
- S : *Samyuttanikāya* (PTS Ed., 1973/1960 [1884])
- SBBU : *Śāṅkarabhāṣya ad BU* (Works of Śāṅkarācārya,Vol.1,Delhi,etc.1978 [1964])
- Sn : *Suttanipāta* (PTS Ed., 1913/1948;1965)
- Thag : *Theragāthā* (PTS Ed., 1966)
- Uv : *Udānavarga* (F.Bernhard Ed. Band I, 1965)

註記

- (1) 本稿は、平成13年12月4日駒澤大学中央講堂で行われた、駒澤大学大学院仏教学研究會主催の公開講演會における筆者による講演「運命の力 ダニヤは何故仏教徒となりし乎」との絡みで構想され、書き下ろされたものである。同題名のその講演録『駒澤大学大学院仏教学研究會年報』第35号(2002年4月)1-19頁、及び本稿と前後して書き下ろされた拙論「一切諸法の彼岸とは？」(『木村清孝博士還暦記念論集・東アジア仏教 その成立と展開』平成14年11月刊予定)を併せご一読いただきたい。なお筆者は、『駒澤大学学園通信』第244号(2002年4月2日)《研究余話》欄に短文「ダルマと法」を書く機会も恵まれた。それらは、いずれ

モインドの物語世界を動かす諸力：運命（神）の力、ダルマ、真実、及びそれらの関係の解明を企図したものである。

- (2) 学部学生の頃、C.R.Lanmanの『サンスクリット読本』講読の時間に、原実先生より教わって以来、筆者の脳裏に染みついて離れなくなったものに、古典インド世界を彩る「真実語／真実行」の問題がある。先生は、そのことに関する網羅的研究として、Heinrich Lüders, *Varuṇa*, I&II, Göttingen, 1951-59 のあることも併せ教えて下さった。それ以後、様々な形で、その「真実語／真実行」と接することになったが、一つの「不思議な出来事／現象」として受け入れることは出来るものの、その「不思議力」の帰属者、あるいは行使者に関しては、どうしても合理的な説明を見いだし得なかった。本稿の表題に掲げた「satyaとdharma」の関係こそが、その不思議な現象を合理的に説明する鍵であると考えようになった。
- (3) Cf.Norman2, p.292 ; Norman1, pp.232-233. 中村2 290頁、中村1 340頁、中村3 323頁、村上及川 100-102頁参照。
- (4) Heinrich Lüders, *Beobachtungen über die Sprache des buddhistischen Urkanons*, Berlin, 1954, pp.21-22: § 17. Lüdersはそこで、Fausböllの英訳、*Udānavarga*の梵文写本断簡、Rockhillの蔵文よりの英訳などに触れている。註(6)参照。
- (5) Norman2,p.208;p.292.
- (6) 註(3)参照。F.Bernhardも自らの*Udānavarga*刊本の当該箇所注記で、Lüdersによる*Suttanipāta* 453をめぐる指摘に触れている。なお、研究者たちによってしばしば参照されているW.W. Rockhillの蔵文 *Udānavarga*の当該箇所の英訳を、筆者によるその和訳を添えて参考までに引いておく。

To speak the truth is (like) amrita; truth cannot be surpassed. The truth is holding fast to what is good and to what is right, say the righteous. (W.W.Rockhill, *Udānavarga*, Amsterdam, 1975 [1883], p.38) (真実を語ることは、甘露のようなものであり、真実は、凌駕されえないのである。真実は、善なるもの、正しきものに、しっかりと結びついている、と、[人々は]言う。)

- (7) satyaに関しては、特に、Jan Gonda, "The Historical Background of the Name *satya* assigned to the Highest Being" (1968), GSS, pp.484-494に啓発されるところが少なかった。
- (8) 筆者が便宜的に「要するに」と訳し、岩本先生が、「一言にして言えば」と訳された"*satyam ekapadam brahma*"中の*ekapadam*の解釈であるが、英訳者Duttは、"The one syllable (Onkar signifying)"と、*brahman*を修飾する形容句と理解している。これは注釈書*Tilaka*の記述"*praṇava-rūpa-eka-pada-vācyatvād...*" (R.p.155)を受けたものであるが、ここは、むしろ、以下の*Mahābhārata*に見られる用法に従うものと理解すべきであろう。

kiṃ svid eka-padam dharmyaṃ kiṃ svid eka-padam yaśaḥ/{Yakṣa}
kiṃ svid eka-padam svargyaṃ kiṃ svid eka-padam sukham//

dākṣyam eka-padaṃ dharmyaṃ dānam eka-padaṃ yaśaḥ/{Yudhiṣṭhira}
 satyam eka-padaṃ svargyaṃ śīlam eka-padaṃ sukham// (Mbh,p.796:III-297-48-49)

The Yakṣa said:

What in a word makes the Law, what in a word is fame, what in a word leads to heaven,
 what in a word is happiness?

Yudhiṣṭhira said:

Ability in a word makes the Law, giving in a word is fame, truth in a word leads to
 heaven, character in a word is happiness. (Buitenen,ii,p.802)

- (9) 本稿で、モノ相互の間の関係を表す、最も重要な形容詞が、この
 "pratiṣṭhita/patiṭṭhita"であろう。筆者も適宜訳語を変えている、また訳者によって
 様々に訳されているが、「Aが(nom)Bに(loc)立脚 pratiṣṭhita(nom)している」
 ということは、「AがBに基礎を置いている」と解される。Jan Gonda, "pratiṣṭhā"
 (1954), GSS, pp.338-374 は、インド古来の文献におけるその用語の重要性を指摘し、
 その用例を多数挙げていて甚だ有益である。だが、実際の用例を見ると、その用
 法は必ずしも明確で一意的ではない。Gonda自身"The idea of basis or foundation is
 closely related to, and often practically identical with, that of substratum or that of power,
 entity, faculty by which another entity or phenomenon is conditioned, on which it
 depends." (p.361) という如く、きわめて微妙な関係であり得るし、AとBの間に、
 この"pratiṣṭhita"で示される関係があったとしても、Gondaが、"The relation can also
 be one of mutual dependence:" (p.361) と記すように、筆者の思惑に反して、「危機的
 な非同一性」以外の関係をも示す場合があるということを忘れるべきではない。
- (10) 註(7)のGonda論文や、若原雄昭「真実(satya)」(『仏教学研究』第50号 龍谷仏
 教学会 平6年 38-72頁)などを参照。Gonda論文等を踏まえている若原氏は、例え
 ば、「神々は虚偽 anṛtaを捨てて真実satyaをとり、アスラどもは真実を捨てて虚偽
 をとった(ŚB 9.5.1.13) (51頁)、「真実(satya)こそ神々が守るべき義務(vrata)で
 あり、真実によって神々の勝利(jita)と名声(yaśas)は不動のものとなる；人が
 このことを知って真実を語るならば、その勝利と名声も不動である。(ŚB 3.4.2.8) (51頁)等の訳例を与えている。
- (11) R.P.Kangleは、訳注として"satya seems to refer to truth in the sense of eternal truth,
 that is supposed to be the basis of dharma." (Kangle, p.195) を付している。
- (12) また、こうした視点は、*Dhammapada*にも見られる。
 na jaṭāhi na gottena na jaccā hoti brāhmaṇo,
 yamhi saccaṃ ca dhammo ca so sukhī so ca brāhmaṇo. (Dhp,p.110:393)
 「螺髪を結っているいるからバラモンなのではない。氏姓によってバラモンなの
 でもない。生れによってバラモンなのでもない。真実と理法とをまもる人は、安
 楽である。かれこそ(真の)バラモンなのである。」(中村3 65頁)
 Normanは"truth and righteousness" (Norman3,p.56) と訳す。

(13) Norman Brown, "The Metaphysics of the Truth Act (*SATYAKRIYĀ)" (*Melanges d'indianisme*, Paris, 1968), p.174; "Duty as Truth in Ancient India" (1972) (*India and Indology: Selected Articles*, Delhi, etc., 1978), p. 112.

(14) 渡瀬信之「法典の成立とその思想」(『岩波講座 東洋思想 インド思想 1』1988年111-134頁) 115頁。

(15) 筆者が本稿に着手した時には、一冊も刊行されていなかった上村先生の『原典訳 マハーバーラタ』も最終的に注記を付す現時点では幸い四冊を数えるに到った。感謝の気持ちを述べると共に、一日も早く先生の全訳刊行の円成することを祈念したい。

(16) このフレーズの一般的な用法の十全な表現は、例えば以下の*Mahābhārata*の用例の中に見出せる。

adharmāḥ kṣatriyasya[^]eṣa yad vyādhi-maraṇaṃ grhe /

yad ājau nidhanaṃ yāti so[^]asya dharmāḥ sanātanaḥ // (Mbh, p.1152:VI-17-11)

『家に在って病気で死ぬこと、それはクシャトリヤにとってのダルマではない。戦さに在って、[かれが]死に赴くこと、これが、この[クシャトリヤ]にとっての、永遠のダルマである。』(拙訳)

原実「Kṣatra-dharma (下) 古代インドの武士道」(『東洋学報』51-3 1968年01-037頁) 029-030頁参照。さらに、沼田一郎「ダルマ文献におけるsatの概念」(『印度哲学仏教学』第6号 平3年142-156頁)に訳例の見られる、次のような用例も、それに準ずるものと言えよう。

nirmamo niramaṃkāro nirāśīḥ sarvataḥ samaḥ /

akāma-hata ity eṣa satāṃ dharmāḥ sanātanaḥ // (Mbh, p.2792:XIV-38-5)

「我がものという意識なく(nirmama) 自我意識なく(niramaṃkāra) 欲求なく、一切に対して平等で、欲望におぼれない。これがsatにとっての永遠のダルマである。」(146頁)

また、この「永遠のダルマ」に関しては、中村先生による「『永遠の真理』という観念は、ヒンドウイズムでは今日に至るまで根強く存するが、仏教のうちに現われたほうが古いであろう。」(中村4 72頁)等の重要な指摘がある。

(17) Norman等の"This is the ancient rule."の拠り所は、*Paramatthajotikā*の以下の箇所にも見られる"esa porāṇo dhammo"である。

esa dhammo sanantano ti yāyaṃ saccavācā nāma esa porāṇo dhammo cariyāpaveṇi, idam

eva hi porāṇānaṃ āciṇṇaṃ, na te alikaṃ bhāsiṃsu, (Pj ad Sn 453, p.399)

「《これは永遠の法》とは、およそこの真実語(sacca-vācā)とは、これは古来の(porāṇa)法であり、行いの伝統(cariyā-paveṇi)である。なぜならば、これのみが古人たちが行ったものであり、彼等は虚偽を語らなかつたからである。」(村上及川 99頁)

(18) 同一の言い回しが、*Mahābhārata*にも見られる。

na ca^api vairam^ vairēna keśava vyupaśāmyati /

haviṣā^agnir yathā kṛṣṇa bhūya eva ^abhivardhate // (Mbh, p.987:V-70-63)

Nor is one feud laid to rest with another one, Keśava; it rather grows stronger, just as fire blazes up with the oblation, Kṛṣṇa. (Buitenen, iii, pp.345-346)

『また、怨みが怨みによって鎮まるということもない、ケーシャヴァよ。ちょうど、祭火が、供物によって、なお一層燃えさかるように、クリシュナよ。』（拙訳）

- (19) 註(16)で紹介した中村先生のご指摘が正しいとすれば、今問題にしているこの常套的な言い回しの成立に先立って、「真実（であるところのもの）は、永遠のダルマである」との命題が成立していた可能性もあり得る。仏典としての編纂の過程で *Suttanipāta* 453等に紛れ込んでいた非仏教的な要素が、その後仏教的に洗練された結果、*Udānavarga* VIII-14の形になった。また、それと並行して、あちこちの文献からさかんに回収される、問題の「これは永遠のダルマである」との常套的な用法が成立した、といった、本稿本文末尾で記した筆者の懸念が、もしかしたら現実のものとなるかも知れない。

- (20) ヒンドゥー教の側においても、dharmaが単純にvedaに一元的に基礎づけられているわけではないことは、以下の *Manusmṛti* の用例よりも知れる。

vedo^akhilo dharma-mūlaṃ smṛti-śīle ca tad-vidām /

ācāraś ca^eva sādḥūnām ātmanas tuṣṭir eva ca // (Ms,p.14:II-6)

「正しい生き方の源（ダルマ・ムーラ）は、ヴェーダの全体、それを知る者たちの伝承と実践、善き人々の慣習（良俗）および心の満足である。」（渡瀬 41頁）

さらに、真実とダルマに関して、以下のような用例がある。

ahiṃsā satyam asteyaṃ śaucam indriya-nigrahaḥ/

etaṃ sānāsikaṃ dharmam cāturvarṇye^abravīn manuḥ // (Ms,p.234:X-63)

「不殺生、真実、盗みをしないこと、清浄、感官の抑制 がいづつまめば、これが四身分に共通の正しい生き方（ダルマ）であるとマヌは語った。」（渡瀬 349頁）

特に前者に関しては、Albrecht Wezler, "Manu's Omniscience: On the Interpretation of *Manusmṛti* II,7", *Indology and Law*, Wiesbaden, 1982, pp.79-105があり、*Manusmṛti* II-7の解釈とII-6との関わりに関するきわめて刺激的な論考であったが、発表された当初、その論文をワクワクしながら読んだことを筆者ははっきりと覚えている。

また、この問題に深く関連するヒンドゥー教徒の哲学的論究に関しても既に盛んに研究が進められているが、「ダルマの探求」を課題とするミーマーンサー学派の代表的な論客 Kumāriḥla の立場について論じた、針貝邦生「タントラ・ヴァールティカ 聖伝章和訳研究(1)」(『哲学年報』第33号 昭49年 43-75頁)、同「バラモン教学の根拠としての聖と俗 - タントラ・ヴァールティカ 聖伝章和訳研究(2) - 」(『西日本宗教学雑誌』第24号 平14年 80-95頁)等が甚だ有益である。この詳細については別稿を期す。

- (21) satyaと対比されるarthaとdharmaの意味に関しては、註(9)の論文で、Gondaが、
 "When one is grounded on truth (*satyapratīṣṭhāyām*)," "actions and consequences depend upon him" (p.364) と訳例を与えて指摘する *Yogasūtra* II-36 (*satya-pratīṣṭhāyām kriyā-phala-āśrayatvam*) の用例も考慮すべきだろう。詳細は割愛するが、例えば、註釈者のVācaspatimiśraは、*kriyā*を"dharma-adharma"、*phala*を"svarga-naraka-ādi"と解している。
- (22) トリヴァルガに関しては、原実「トリヴァルガ」(『岩波講座 東洋思想 インド思想3』1989年 264-287頁)が有益である。
- (23) 中村先生は、本文引用(1-11)中の「ためになること」atthaに註記して、「漢訳仏典では、「義」とか「利」と訳される。或る場合には「道義」と訳してもよい。本当の意味で人のためになることである。」(中村 1 340頁)とコメントしておられる。
- (24) dharmaの解釈・訳語に関しては、Geiger夫妻の労作、Magdalene und Wilhelm Geiger, *Pali Dhamma*, München, 1920に負うところが、大きいと考えるが、無条件にそれらを受け入れることの危惧を覚える。註(1)の拙稿において、その点についても若干触れている。なお、「真理」との訳語は、Geiger夫妻の、"C.Dhamma die Wahrheit,..."に分類されるものに該当するのだろうか？ Cf.Edward Conze, *Buddhist Thought in India*, London, 1962, pp.92-106.
- (25) Margaret Cone, ed., *A Dictionary of Pāli, Part I*, Oxford, 2001, p.74, col.1.
- (26) ヒンドゥー世界のダルマに関しては、『ブリハッドアーラニヤカ・ウパニシャッド』(一・四・一 一四)は四ヴァルナ体制の理念をはっきりした形で登場させる最も初期の文献であるが、そこで初めてダルマは人間界(ヴァルナ体制)の秩序原理として姿を現す。・・・(渡瀬信之著『マヌ法典』中公新書 1990年 18-19頁)ということが知られている。その『ブリハッドアーラニヤカ・ウパニシャッド』*Bṛhadāraṇyaka-Upaniṣad*(BU)の当該箇所を絞って、高崎直道訳、R.E.Hume訳と併せて引く。dharmaの起源のみならずsatyaとdharmaの関係を窺う上できわめて貴重な資料と言うべきであるが、やはり難解至極である。

sa na[^]eva vyabhavat tac chreyo-rūpam atyasrjyata dharmam tad etat kṣatrasya kṣatram yad dharmas tasmād dharmāt param na[^]asty atho abaliyān baliyāṃsam āśamsate dharmēṇa yathā rājñā[^]evaṃ yo vai sa dharmah satyaṃ vai tat tasmāt satyaṃ vadantam āhur dharmam vadati[^]iti dharmam vā vadantam satyaṃ vadati[^]ity etad dhy eva[^]etad ubhayaṃ bhavati. (BU, p.682-683:I-4-14)

「かれ(ブラフマン)はそれでもなお分化したりなかった。[そこでは]かれより以上に勝れた形象たる法(dharma)を造り出した(ati srj)。法なるものは、権力の権力(kṣatrasya kṣatram)である。それ故、法よりも勝れたものは存在しない。だから力なきものは、法によって、より強力なものに対抗すること、あたかも王[の力]にすぎると同様である。この法なるもの、それは実に真実(satya)

のことである。それ故、真実を語る人のことを「世間では」「かれは法を語る」といい、あるいは、法を語る人のことを「かれは真実を語る」とも言うのである。けだし、この「法と真実という」二つは、一つのこと他にない。」（高崎直道著『インド思想論』法蔵館1991年88頁）

He was not yet developed. He created still further a better form, Law (*dharmā*). This is the power (*kṣātra*) of the Kshatriya class (*kṣātra*), viz. Law. Therefore there is nothing higher than Law. So a weak man controls a strong man by Law, just as if by aking. Verily, that which is Law is truth. Therefore they say of a man who speaks the truth, 'He speaks the Law,' or of a man who speaks the Law, 'He speaks the truth.' Verily, both these are the same thing. (Hume, pp.84-85)

高崎訳の「かれより以上に勝れた形象」は受け入れがたいが、これらの訳文よりも知れるように、satyaとdharmaの語が、日常的に同義語的に用いられることがある点は留意すべきであろう。ここよりは、以下の四点を読みとることが出来る。

- (イ) brahmanよりdharmaが生じたということ、
- (ロ) dharmaであるものは必ずsatyaであること、
- (ハ) satyaを語る人のことを「dharmaを語る人」ともいい、dharmaを語る人を「satyaを語る人」ともいうこと、
- (ニ) この両者は同一であること、

"yo vai sa dharmāḥ satyaṃ vai tat"と"etad hy eva^etad ubhayaṃ bhavati"という二文の解釈がややルーズになされていると考えられる。前者の重要な点は、dharmaとsatyaの非同関係性を同一関係性に転じる、逆の表現が付置されていないということである。「dharmaであるものは必ずsatyaである」とだけ言われていて、その逆の「satyaであるものは必ずdharmaである」とは言われていない点である。また後者は、「この両者は同一である」と読めるわけであるが、「この両者」とは何を指すのだろうか？ 上記高崎訳は、それを「真実」と「法」と解釈している。筆者は、日常表現上、「真実とダルマ」は、同義語として用いられるという事情が述べられる、と解したい。むしろこれはこの *Upaniṣad* を解読する現代人の誰もが依拠する Śaṅkara の註釈の立場でもある。存在論的には、「ダルマであるものは、必ず真実であって、決してその逆ではない」けれど、表現上は、同義語として扱われて、いっこうに差し支えない、と言わんとしているのである。というのが、筆者の希望的理解であるが、果たしてそれでいいのだろうか？ Gunilla Gren-Eklund は、これに関連して、"the foregoing unfolding of *dharmā* described could not have happened if *dharmā* were not the same thing as *satyaṃ*". (*A Study of Nominal Sentences in the Oldest Upaniṣads*, Uppsala, 1978, p.114) と述べている。

やや長くなるが、以下には Śaṅkara の註釈を引いておきたい。参考までに拙訳を付すが、satya と dharma の関係をうかがう上で不可欠の視点がやや整然とした形で

得られるように思う。

sa caturah sṛṣṭvā[^]api varṇān na[^]eva vyabhavad ugratvāt kṣatrasya[^]aniyata-āśāṅkayā / tac śreyo-rūpam atyasrjata kiṃ tat ? dharmam, tad etac chreyo-rūpam sṛṣṭam kṣatrasya kṣatram kṣatrasya[^]api niyantr / ugrād apy ugram / yad dharmo yo dharmah / tasmāt kṣatrasya[^]api niyantrtvād dharmāt param na[^]asti / tena hi niyamante sarve / tat katham iti ucyate - atho apy abalyān durbalataro baliyāmsam ātmano balavattaram apy āśāmsate kāmāyate jetuṃ dharmeṇa balena / yathā loke rājñā sarva-balavattamena[^]api kuṭumbika evam, tasmāt siddham dharmasya sarva-balavattaratvāt sarva-niyantrtvam / yo vai sa dharmo vyavahāra-lakṣaṇo laukikair vyavahriyamāṇah satyaṃ vai tat / satyam iti yathā-śāstra-arthatā / sa eva[^]anuṣṭhīyamāno dharmā-nāmā bhavati / śāstra-arthatvena jñāyamāna tu satyaṃ bhavati / yasmād evam tasmāt satyaṃ yathā-śāstram vadantam vyavahāra-kāla āhuḥ samīpasthā ubhaya-viveka-jñā, dharmam vadati[^]iti prasiddham laukikaṃ nyāyaṃ vadati[^]iti / tathā viparyayeṇa dharmam vā laukikaṃ vyavahāram vadantam āhuḥ, satyaṃ vadati śāstrād anapetaṃ vadati[^]iti / etad yad uktam ubhayaṃ jñāyamānam anuṣṭhīyamānam ca[^]etad dharmā eva bhavati / tasmāt sa dharmo jñāna-anuṣṭhāna-lakṣaṇah śāstra-jñānitarāms ca sarvān eva niyamayati / tasmāt sa kṣatrasya[^]api kṣatram / atas tad-abhimāno[^]avidvāms tad-viśeṣa-anuṣṭhānāya brahma-kṣatra-viṭ-sūdrā-nimitta-viśeṣam abhimanyate / tāni ca nisargata eva karma-adhikāra-nimittāni // (SBBU,p.683)

『かの者は、四つの諸ヴァルナを創造した後も、展開し[終え]た、ということでは決してなかった。有力者であるが故に、武権(kṣatra)が支配されていないとの懸念が存したからである。そして、[かの者は]より優れた形態を持つものを續いて創造した。それは何か？ ダルマを、である。創造された、より優れた形態を持つところの、まさしくそのものは、武権にとっての武権、[すなわち]武権をも、支配するものである。有力者よりも有力である。「yad dharmo」とあるのは、「yo dharmo」のことである。クシャトリヤをも、支配するものであるが故に、その、ダルマより卓越せるものは存在しない。なぜならば、その[ダルマ]によって、一切が支配されるからである。それは、如何にして？と言われるならば、而してまた、非力なる者、弱者が、強者を、自分より有力なる者をも、ダルマという力によって、征服せんと願う、欲するのである。ちょうど、世間において、一切のうちで最強の者でもある王によって、家僕が、そうするように。それ故に、ダルマが、一切のものよりもより強力であるが故に、一切の支配者たることが、証明せられた。世俗に現れる(vyavahāra-lakṣaṇa)、世間人たちによって日常的に実践される、ダルマという、そのものは、真実に他ならないのである。真実というのは、聖典の意味に合致しているということである(yathā-śāstra-arthatā)、実践の対象であるならば、まさしくそれは、ダルマという名称をもつものとなる。一方、聖典の意味として、知られる対象であるならば、真実となる。こういう事

情に基づいて、かくして、両者の違いを知れる立ち会い人（近住/第三者）たちは、聖典に従って、真実を語りつつある者を、世俗時にあっては、「かれは、ダルマを語る」「かれは、世間周知の規律を語る」と、言うのである。逆の場合は、同様に、あるいはまた、世間世俗のダルマを語りつつある者を、「かれは、真実を語る」「かれは、聖典より逸脱しないことがらを語る」と言うのである。知られる対象、実践の対象として、述べられたところの、その両者は、[ともに]ダルマに他ならないのである。それ故に、知と実践という[二]面をもつ、そのダルマは、優れて聖典を知れる者たちを、他ならぬ一切の者たちを、支配するのである。それ故、かの[ダルマ]は、武権に対しても、武権である。したがって、それ（ダルマ）を得んとする、無知なる者は、その特定の[ダルマ]を実践すべく、ブラフマン（brahman）、武権（kṣatra）、民権（viś）、シュードラという特定の因を望むのである。そして、それらが、まさしく本来上、諸行為の資格因である。」（拙訳）

[平成13・14年度文部科学省科学研究費補助金特定領域研究A02による研究成果の一部]